

専修学校／専門学校自己評価の各評価基準

第1章 教育の目的

専修学校／専門学校は、保健師助産師看護師養成所指定規則第3条に基づいて学校毎の教育目的を反映した教育を行う。専修学校／専門学校は、専門的な助産知識及び、助産技術を備え、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。専修学校／専門学校は21世紀の社会において助産師に期待される役割を果たす人材の育成という重要な使命を担っている。

専修学校／専門学校は、目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。具体的には、学校教育法施行規則第165条の2に基づいて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを掲げることである。

この章においては、専修学校／専門学校の教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

専修学校／専門学校の目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専修学校／専門学校の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 専修学校／専門学校の教育目的

1-1-1

専修学校／専門学校においては、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

解釈指針1-1-1-1

専修学校／専門学校の教育目的が明文化されていること。

解釈指針1-1-1-2

専修学校／専門学校の教育目的は、専門的な助産知識及び助産技術を備え、豊かな人間性ならびに専門職業人が備えるべき高い職業倫理を備えた助産師を育成することであること。

解釈指針1-1-1-3

専修学校／専門学校の教員は、その教育目的がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

専修学校／専門学校においては、その教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針1-1-2-1

専修学校／専門学校の教職員・学生および学外に対して、その教育目的はWEB

等により知らされていること。

1-1-3

専修学校／専門学校においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1-1-3-1

専修学校／専門学校の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

- 専修学校／専門学校の組織（様式3表1 以下、表は様式3を参照）
- 教育上の目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専修学校／専門学校概要、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトが明示された資料
- 卒業生の進路及び活動状況（助産師国家試験の受験・合格状況、卒業生の就職先）が把握できる資料
- 卒業生の進路状況（表3-①）、卒業生の国家試験受験状況（表3-②）
- 各種資格取得状況が把握できる資料
- 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

第2章 教育課程

専修学校／専門学校の教育課程は、それぞれ専修学校／専門学校の固有の教育目的に沿って教育活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。教育課程は、専門性が求められる助産師として必要な助産知識および助産技術等の能力を養えるよう、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあたっては、専修学校／専門学校の目的ならびにカリキュラム・ポリシーに則って、教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

専修学校／専門学校が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育環境を整備すること、とりわけ、理論と実践を統合した教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、専修学校／専門学校の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。

また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学習意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

さらに、専修学校／専門学校は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

教育内容は指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置されていること。

解釈指針 2-1-1-1

教育内容は、原則として（１）基礎助産学（２）助産診断・技術学（３）地域母子保健（４）助産管理（５）臨地実習（６）その他をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職としての職業倫理を含む授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数・時間数との関係において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に照らして適切であること。

- 教育上の目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専修学校／専門学校概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- カリキュラムが把握できる資料
- 実習内容一覧（表4）
- 授業時間割表

2-2 教育方法

2-2-1

専修学校／専門学校においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その

他の方法による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 2-2-1-1

専修学校／専門学校においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準 2-2-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針 2-2-1-2

基準 2-2-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ① 当該授業科目の履修を認められている者。
- ② 当該授業科目を再履修している者。

2-2-2

専修学校／専門学校における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 2-2-2-1

「授業時間外における学習を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設・設備および図書が備えられていること。

- 開講授業科目一覧（表 2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 予習・復習のために配布した資料等
- 成績評価のための方法と基準を示す資料
- 時間外に自習可能な施設・設備に関する資料

2-3 実習指導体制

2-3-1

臨地実習科目の履修については、専修学校／専門学校の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針 2-3-1-1

臨地実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

臨地実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

専修学校／専門学校は、臨地実習を履修する実習施設に、専修学校／専門学校の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「実習指導者」とは、実習施設において学生の実習指導を行う助産師とする。この者には、実習施設に所属する助産師のほか、臨床教授等、および専修学校／専門学校が必要に応じて採用する非常勤の助産師（TA等）が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する実習指導者」とは、助産についての相当の学識経験を有し、かつ、原則として適切な実習指導者の研修を受けたものであること。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

専修学校／専門学校では、実習施設および実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

解釈指針 2-3-5-1

専修学校／専門学校と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

解釈指針 2-3-5-2

実習内容の質の向上に向けて、学内外の実習指導者の研修を促していること。

2-3-6

専修学校／専門学校は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

□ 開講授業科目一覧（表2）

- 実習内容一覧（表 4）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 実習要綱
- 個々の学生の背景に応じた配慮がなされていることが明示されている資料（会議資料等）
- 実習科目別実習施設一覧（表 5）等実習受け入れ先等実施状況が把握できる資料
- 実習施設別概要：設備備品の整備等（表 6）
- 学生定員及び在籍学生数（表 7）

2-4 成績評価および卒業認定

2-4-1

学習の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2-4-1-1

基準 2-4-1 (1) における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 2-4-1-2

基準 2-4-1 (2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 2-4-1-3

基準 2-4-1 (3) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2-4-2

専修学校／専門学校の卒業要件は、各専修学校／専門学校学則の規程を満たすものであること。

解釈指針 2-4-2-1

卒業の設定に必要な卒業単位数は、専修学校／専門学校が適切に設定する。

2-4-3

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な教員研修等が継続的かつ効果的に実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針 2-4-3-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての設定、成績評価で考慮する要素が明示された規則等
- シラバスの成績評価内容を示した箇所
- 実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料
- 各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料
- 卒業に必要な単位数、要件等に関して定めた規則

第3章 入学者選抜

専修学校／専門学校は、それぞれの専修学校／専門学校の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って、適切な入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに専修学校／専門学校は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

専修学校／専門学校は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、専修学校／専門学校の目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針 3-1-1-1

専修学校／専門学校には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針 3-1-1-2

入学志願者に対して、当該専修学校／専門学校の目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、専修学校／専門学校において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 3-1-2-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

- 入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- 入学者選抜に関する情報の公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・WEBの利用状況等）
- 入学者選抜要項
- 過去3年間の入学試験問題
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- 入学試験成績の開示に関する資料
- 入学者選抜に関する体制等の見直しが行なわれていることが解る会議資料、議事録等

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1

専修学校／専門学校の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

基準 3-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針 3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

- 学生定員及び在籍学生数（表7）
- 志願者・合格者・入学者数の推移（表8）
- 留年者・退学者数（表9）
- 専修学校／専門学校の運営に関する委員会の議事録等

第4章 学生への支援体制

専修学校／専門学校は、それぞれの目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学習環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4-1 学習支援

4-1-1

学生が在学期間中に学習に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、専修学校／専門学校の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針4-1-1-1

履修指導においては、専修学校／専門学校が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

- 説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料
- 説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

4-2 生活支援等

4-2-1

学生が在学期間中に学習に専念できるよう、学生の経済的支援および学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針4-2-1-1

専修学校／専門学校は、多様な措置（奨学基金、卒業生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備されていること。

4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

- 奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料（表 1 0）
- 授業料等減免の状況に関する資料（表 1 1）
- 相談・助言、支援体制の整備状況に関する資料
- 学生の健康相談、学習相談等の利用状況や具体的事例が把握できる資料
- 各種ハラスメント等に対応するための資料
- 進路説明会、進路指導などの進路選択に関する資料

第 5 章 教員組織

専修学校／専門学校は、それぞれの目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、専修学校／専門学校は、将来にわたり教育活動を維持するために十分な教育能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続きを定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

専修学校／専門学校において教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として置かれていること。

- (1) 看護師等養成所の運営に関する指導要領第 4 の 1 項の(2)に規定された者。
- (2) 助産に関する実務上の知識および能力、経験を有する者。

5-1-2

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

- 教員組織等（表 1 2、表 1 3、表 1 4、表 1 5、表 1 6、表 1 7）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- 教員の採用及び昇任に関する資料等
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等
- 定年の定めがある場合、その内容を記入した資料

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、助産師の資格を有する専任教員が3名以上置かれていること。

解釈指針5-2-1-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条の4項に基づき、専任教員は3人以上であること。学生定員が20人を超える場合には学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましい。

解釈指針5-2-1-2

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮すること。

5-2-2

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条の4項に基づき、専任教員のうち1人は教務に関する主任者が置かれていること。

5-2-3

5-2-1で規定される専任教員は、適切な担当科目に配置されていること。

□ 教員組織等（表12、表13、表14、表16、表17）

第6章 施設、設備および図書館等

専修学校／専門学校は、それぞれの教育目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育活動等に必要の図書などの資料を整備する。

専修学校／専門学校は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する設備を整える必要がある。

6-1 施設の整備

6-1-1

専修学校／専門学校には、その規模に応じて、教員による教育、学生の学習、その他、当該専修学校／専門学校の運営に必要な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書室、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該専修学校／専門学校におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-2

教員室は、教員が授業の準備等ができる個室や研究室が確保されていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。また、校舎は独立した建物であることが望ましい。

- 専修学校／専門学校管理の施設の概要・見取り図等
- 講義室・演習室の面積・規模（表 1 5）
- 専任教員室（表 1 6）

6-2 設備の整備

6-2-1

専修学校／専門学校には、教員による教育ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

- 専修学校／専門学校管理の施設の概要・見取り図等
- 講義室・演習室の面積・規模（表 1 5）
- 専任教員の教員室（表 1 6）
- 教育のための機器・備品の数（表 1 7）

6-3 図書室の整備

6-3-1

図書室には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書室の開室時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

- 図書室案内・利用規程等
- 図書室に携わる職員に関する資料
- 図書・資料の所蔵数（表 1 8）

第 7 章 管理・運営

専修学校/専門学校は、教育目的に沿った教育活動を組織して、将来にわたって適切かつ安定した資産を有することが必要である。また危機管理として、予測不能な外的環境の変化などに対し、適当な自己資金(資金・資産)なども保有しておくこと。管理・運営では、教育目的に応じた予算配分の方針が策定され履行することが必要

である。

7-1

適切かつ安定した財務基盤を有し、教育の管理・運営に適切に履行されていること。

解釈指針7-1-1

教育目的に沿った教育活動を適切に安定して展開するための、経常収入が継続的に確保されている。

解釈指針7-1-2

収支の状況において、収支予算及び向こう3年の財務計画が立案されている。

第8章 情報の公開・説明責任

専修学校／専門学校は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

8-1 教育活動等の情報の公表

8-1-1

専修学校／専門学校における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびWEBへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針7-1-1-1

教育活動の状況については、当該専修学校／専門学校の目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

8-2 情報公開のための体制整備

8-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

- 情報公開のための規程および体制の整備について明示されている資料

附 則

本評価基準は、平成20年4月8日に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた本機構が、平成23年10月1日（理事会）を制定日とし、施行する。